

記載例① 【佐世保市福祉事務所】調剤券連名簿について

重要：診療報酬請求を行う際には、必ず調剤券請求を行ってください。

調剤券の記載事項を診療報酬明細書（レセプト）に正確、確実に転記してください。

- ・調剤券の内容と診療報酬明細書（レセプト）の内容が異なる場合、調剤券の発券がなく請求された場合は返戻の対象となります。
 - ・調剤券の情報入力は、提出された連絡票をもとに手作業で行っております。連絡票で請求された生活保護受給者（被保護者）の情報と調剤券の記載内容が相違する場合は、福祉事務所へご連絡ください。

〒 999-8888
情報県情報市生活町
1-2

生活薬局 様

レセプト請求の際は、
発券された調剤券を見て、
受給者番号を正確に転記
してください。

受付、問診時に
誤って伝えられる
場合があるので、
必ず調剤券を確認
してからレセプト
へ正確に転記して
ください。

※性別は氏名で判
断できない場合が
あり注意が必要で
す。

同月、同一人物で、単独券と併用券の両
方の受給者番号がある場合や、併用券を
請求したはずなのに、単独券が届いてい
る場合など、
記載内容に ご不明な点がございましたら
福祉事務所までお問い合わせください。

備考には福祉事務所で把握して
いる情報を表示しています。

個人検索番号（福祉事務所使
用）
医科・歯科の種別
関係医療機関
社会保険の種別・後保等

調剤券連名簿（令和 6年 8月分）
(公費負担番号： 12421319)

受給者番号	氏名 生年月日 (性別)	診療年月 有効期間	単併 診療別	本人支払額 傷病名	地区 担当	備考 (他法・その他)
0000216	保護 太郎 昭和20年 1月 1日 (男)	令和 6年 8月 1日から31日まで	単 調剤	円 北山 公営	50042-01医 情報医院 後保	
令和6年8月1日～31日の間に 受診（入院、外来、調剤） この間が医療扶助の適用期間です。						
単：単独券、併：併用券 ※調剤券は「調剤」と表示						
・本人支払額（患者負担金）は、被保護者が 窓口で支払いする金額です。						
・被保護者の収入状況によって金額の変更が あり、毎月同じ金額が継続的に発生するとは 限らないので、必ず担当ケースワーカーへ 確認が必要です。						
・担当ケースワーカーから連絡を受けた場合、 本人支払額とこの金額が違う場合は、必ず 担当ケースワーカーへ連絡してください。						
・本人支払額はレセプトへ正確に転記してく ださい。 <u>本人支払額と請求額が同額で、請求額が0円 になったとしても、レセプト請求は行って ください。</u>						

※ご不明な点は、佐世保市福祉事務所 医療給付係（直通0956-（25）-8854）までお問い合わせください。